

響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限に係る緩和策について

1 現状

- ・現在、年間約 18 万トンの廃棄物を埋立て。
（一般廃棄物：約 6 万トン、産業廃棄物：約 12 万トン）
- ・産業廃棄物 12 万トンの内、およそ半分が市外で発生し、市内で中間処理したもの。
- ・産業廃棄物 12 万トンの内、上位 5 社が搬入量の約 2/3 を占める（全体：約 700 社）。

2 経済港湾委員会（7月20日）・環境水道委員会（7月26日）報告

- ・響灘西地区廃棄物処分場（現行処分場）は、このままのペースで埋立した場合、令和 8 年度末で満杯。
- ・次期処分場の完成が令和 13 年度末まで遅れることから、5 年間の延命対策が必要。
- ・このため、現行処分場では、令和 6 年度から産業廃棄物の受入れを制限。
- ・搬入者には、理解を求めるために丁寧な説明を実施。

3 搬入者等への説明状況

（1）状況

- ・搬入量が多い事業者や業界団体、地元関係者などに対して、個別訪問により説明。

（2）主な意見など

<搬入事業者>

- ・市の状況は理解した。
- ・これを機にリサイクルを検討する。
- ・令和 6 年度からの搬入停止は急すぎるので、猶予期間がほしい。
- ・他の処分場、特に隣接するひびき灘開発(株)が運営する民間処分場へ搬入したい。
- ・経営の悪化が懸念される。

<業界団体>

- ・令和 6 年度からの搬入停止を再考するよう、市に要望書を提出。

4 緩和策

（1）現行処分場への搬入について

- ・令和 6 年度は、令和 2～4 年度の年間最大搬入量まで受入れを継続する。
ただし、一社あたり 5,000 トンを上限とする。

（2）他の処分先について

- ・市内全ての最終処分業者（4 社）に対し、受入れ協力を依頼。
- ・特に、ひびき灘開発(株)とは、民間処分場で受入れしている品目の全量について、次期処分場が完成するまでの間の受入れを依頼しており、現在、協議中。
- ・同社は現在、政令 13 号廃棄物などの安定化処理物、廃プラスチック類、ゴムくず、廃石膏ボードなどを受入れていない。市は、これらの廃棄物の新たな処分先や再生利用方法の検討に関して、丁寧に情報提供するなどの支援を行う。

